

平成 23 年 3 月 22 日

実務修習生各位

東京都港区虎ノ門 3-11-15 SVAX TTビル  
社団法人 日本不動産鑑定協会  
研修委員会  
委員長 新藤延昭  
( 職 印 省 略 )

## 実地演習の提出期限の特例措置について

謹啓 このたびの東北・関東大地震に被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

さて、実務修習・実地演習の平成 23 年 3 月末日の提出時期が近づいて参りましたが、震災の影響がない地方の方々は、原則として、通常どおり実地演習に係る報告書等の提出をお願い申し上げます。

ただし、このたびの震災及び福島原子力発電所放射能事故等の対応として、被災・避難等されている方々又は災害の影響で通常の見積評価作業が困難な方々については、下記のとおり対応させていただきますので、取り急ぎお知らせいたします。

つきましては、下記要件に該当する方は、次の要領にそって、実務修習・実地演習のご提出をお願いいたします。

敬 具

### 実地演習の提出期限の特例措置

#### (1) 要件

東北地方太平洋沖地震・福島原子力発電所放射能事故、その他震災等の影響により、平成 23 年 3 月末日の実地演習の提出が困難と認める方。

発生事由の具体例：

- ・ 上記被災地に住所・勤務先・実地演習実施機関がある
- ・ 福島原子力発電所周辺で避難しなければならない

その他事由については個別に対応します。また、被災されていない地域の方々は、平成 23 年 3 月末日に通常どおり実地演習に係る報告書等のご提出いただきます。

#### (2) 該当する方の提出期限

上記 (1) の発生事由に該当する方は、平成 23 年 5 月 10 日 (消印有効)

とします。ただし、地震及び事故の影響が甚大の方は、個別に対応いたします。

(3) 該当する方の提出の方法

実地演習に係る報告書等とは別に、後添の特例措置申請書 1部を平成23年3月末までに郵送、又はFAX：03-3436-6450)で送信してください。なお、上記地震及び事故等で特例措置申請書及び実地演習に係る報告書の送付が不可能な場合は、あらかじめ電話（TEL:03-3434-2301 担当：業務二課）でご一報お願いします。

(4) 提出先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-11-15 S V A X T Tビル  
社団法人日本不動産鑑定協会 業務二課 あて

(5) 注意事項

- ①上記の発生事由があれば、提出時期が遅れたことにより、即決非認定になることはございません。提出困難事由がおさまり次第、早急に送付してください。また、発生事由がない方が提出期限の平成23年3月末に遅れた場合は、実地演習審査に係る形式審査の即決非認定事項に該当します。
- ②実地演習の報告は、1年を3期に分け、その区分される期間に行われなければならないと演習を行う時期は定められておりますが、今回の特別措置にともない、上記正当事由該当の修習生が報告する案件の「価格時点」、「実地調査日」及び「鑑定評価を行った日」の3つの日にちが、提出されるまでの期間内であれば「期間外」ということにはなりません。
- ③本演習は、緊急避難的特例により変更して実施するものですので、提出期限及び「期間外」の取り扱い以外は、通常どおり、日本不動産鑑定協会 HP掲載の実務修習審査基準及び受講の手引きに沿って審査されます。

以 上

平成 年 月 日

社団法人日本不動産鑑定協会  
実務修習審査会 御中

修習生番号 \_\_\_\_\_

修習生氏名 \_\_\_\_\_

### 実地演習の提出期限の特例措置申請書

私は、下記の理由により、平成23年3月末実地演習の提出期限を延長いたしたく、申請いたします。

理 由

---

---

---

---

---